

第82回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記
(連結計算書類の連結注記表)

計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記
(個別注記表)

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

トソー株式会社

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記(連結計算書類の連結注記表)」および「計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記(個別注記表)」につきましては、法令および定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.toso.co.jp>)に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社……………5社

会社名……………サイレントグリス株式会社、トーンソーサービス株式会社、P.T. トーンソー・インダストリー・インドネシア、東装窓飾（上海）有限公司、フジホーム株式会社

前連結会計年度まで連結子会社であったトーンソー流通サービス株式会社は、当社が2021年4月1日付で吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、P.T. トーンソー・インダストリー・インドネシアおよび東装窓飾（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、それぞれ同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、上記以外の連結子会社の決算日は、連結計算書類作成会社と同一であります。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

②デリバティブ……………原則として時価法

③棚卸資産

(イ)商品、製品、仕掛品

・当社および連結子会社……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(ロ)原材料

・当社および連結子会社……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(ハ)貯蔵品……………主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は、定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	2年～12年
工具器具及び備品	2年～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額（取得価額の5%）まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

在外連結子会社は、所在地の会計基準に従い、建物については見積耐用年数に基づく定額法、その他の有形固定資産（リース資産を含む）については主として見積耐用年数に基づく定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	20年
機械装置及び運搬具	4年～10年
工具器具及び備品	4年～8年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

当社および国内連結子会社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社の一部は、貸倒見積額を計上することとしております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

b. ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

(ハ)ヘッジ方針

「デリバティブ取引取扱細則」に基づき、外貨建取引における為替相場の変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で将来発生する外貨建資金需要を踏まえ、必要な範囲内で為替予約を行っております。

また、借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で必要となる資金需要を踏まえ、必要な範囲内で金利スワップを行っております。

従って投機的な取引は一切行わない方針であります。

(二)ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していることを事前テストで確認し、また、四半期毎にその有効性が継続していることを事後テストで確認しております。

なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績および予算等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストで確認するとともに、四半期毎にその有効性が継続していることを事後テストで確認しております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たすため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から損益処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①室内装飾関連

室内装飾関連事業においては、主にカーテンレール、インテリアブラインド等の製造および販売を行っております。このような商品および製品の販売については、顧客に商品および製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。ただし当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社および連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

②その他

その他においては、主にステッキ等の仕入および販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準」および「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

「収益認識に関する会計基準」および「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は、販売費及び一般管理費として計上していた一部の費用、営業外費用として計上していた売上割引について、売上高から減額する方法に変更しております。

さらに、従来は、有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は46百万円減少し、販売費及び一般管理費は34百万円減少し、営業利益は11百万円減少しております。また、経常利益、税金等調整前当期純利益および利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

棚卸資産	3,305,478千円
------	-------------

棚卸資産は、主に収益性の低下による簿価切り下げの方法により評価しております。当該評価は、将来の不確実な経済条件の変動などによる影響を受ける場合があり、急激に収益性が悪化する場合、棚卸資産の評価減の金額が増加し、翌連結会計年度の連結計算書類において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 12,092,359千円
2. 有形固定資産の取得価額から控除されている保険差益の圧縮記帳額
建物及び構築物 13,762千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	10,000	—	—	10,000
自己株式				
普通株式	1,068	0	22	1,047

(注) 自己株式の数の増加0千株は、譲渡制限付株式の無償取得による増加0千株であります。

自己株式の数の減少22千株は、取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分
であります。

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	44,657千円	5円	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月16日 取締役会	普通株式	44,764千円	5円	2021年9月30日	2021年12月1日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	44,764千円	5円	2022年3月31日	2022年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、銀行借入による方針であります。デリバティブは、外貨建取引における為替変動のリスクを回避するため、また、借入金にかかる金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスクの管理体制

営業債権である受取手形、売掛金ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社グループの「与信管理実施細則」に基づき、取引先毎の期日管理および残高管理を行うとともに信用状況を把握する体制をとっております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務は、ほとんど1年以内の支払期日であります。またその一部には、外貨建仕入から発生したものが含まれており、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

借入金による資金調達に関して、運転資金につきましては、返済期限が1年以内の短期借入金により、調達することを基本としております。また、生産設備等への設備投資資金につきましては、長期借入金およびファイナンス・リース取引により、調達することを基本としております。長期借入金の一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、契約時に支払額が確定しており、金利変動リスクはありません。

法人税、住民税（都道府県民税および市町村民税をいう。）および事業税の未払額である未払法人税等と未払消費税等は、そのほぼすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

未払金につきましては、その多くが営業経費であり、5ヶ月以内に支払期限が到来するものであります。

デリバティブ取引につきましては、「デリバティブ取引取扱細則」に基づき、外貨建取引における為替相場の変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で将来発生する外貨建資金需要を踏まえ、必要な範囲内で為替予約を行っております。また、借入金に係る金利変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で必要となる資金需要を踏まえ、必要な範囲内で金利スワップを行っております。従って投機的な取引は一切行わない方針であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、含まれておりません(注) 1. 参照)。

また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 受取手形	650,665	650,665	—
(2) 売掛金	3,932,238	3,932,238	—
(3) 電子記録債権	2,805,477	2,805,477	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	561,901	561,901	—
資産計	7,950,282	7,950,282	—
(1) 支払手形及び買掛金	872,899	872,899	—
(2) 電子記録債務	1,831,135	1,831,135	—
(3) 短期借入金	1,276,020	1,276,020	—
(4) 未払金	618,247	618,247	—
(5) 未払法人税等	151,871	151,871	—
(6) 未払消費税等	41,930	41,930	—
(7) 長期借入金	514,500	515,851	1,351
(8) 長期リース債務	103,201	103,393	191
負債計	5,409,806	5,411,349	1,542
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	378,200	378,200	—
デリバティブ取引計	378,200	378,200	—

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

(※2) (7) 長期借入金には、性質、時価算定方法が同様であるため、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3) (8) 長期リース債務には、性質、時価算定方法が同様であるため、1年内支払予定のリース債務を含めております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法毎の連結決算日における契約額または、契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

(1) 通貨関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価(*)	当該時価の算定方法
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	3,082,104	1,858,104	378,200	取引金融機関から提示された価格等によっている。

(*) 振当処理済みの為替予約等については、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております（上記(1) 支払手形及び買掛金参照）。

(2) 金利関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価	当該時価の算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定 受取変動	長期借入金	330,000	40,000	(*)	—

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(7) 長期借入金参照）。

(注) 1. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	19,557

これらについては、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	561,901	—	—	561,901
デリバティブ取引				
通貨関連	—	378,200	—	378,200
資産計	561,901	378,200	—	940,101

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	650,665	—	650,665
電子記録債権	—	2,805,477	—	2,805,477
売掛金	—	3,932,238	—	3,932,238
投資有価証券				
その他有価証券	—	—	—	—
デリバティブ取引				
通貨関連	—	—	—	—
資産計	—	7,388,381	—	7,388,381
支払手形及び買掛金	—	872,899	—	872,899
電子記録債務	—	1,831,135	—	1,831,135
短期借入金	—	1,276,020	—	1,276,020
未払金	—	618,247	—	618,247
未払法人税等	—	151,871	—	151,871
未払消費税等	—	41,930	—	41,930
長期借入金	—	514,500	—	514,500
長期リース債務	—	103,201	—	103,201
負債計	—	5,409,806	—	5,409,806

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式および国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形、電子記録債権および売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金、未払法人税等ならびに未払消費税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金および長期リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		その他 (注)1	合計
	室内装飾 関連事業	計		
売上高				
一時点で移転される財	20,466,428	20,466,428	394,985	20,861,413
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	20,466,428	20,466,428	394,985	20,861,413
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	20,466,428	20,466,428	394,985	20,861,413

2. 収益を理解するための基礎となる情報

①室内装飾関連

室内装飾関連においては、主にカーテンレール、インテリアブラインド等の製造および販売を行っております。このような商品および製品の販売については、取引数量を条件としたリベートを付して販売しているものがあり、変動対価が含まれております。

変動対価の見積額は、各契約に基づいて見積額を算定しております。なお、変動対価の額は、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消されるため、解消されるまで時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

履行義務の充足時点については、商品および製品を顧客に引き渡した時点または、顧客が検収した時点としております。これは、顧客が資産の法的所有権を有し、物理的に占有し、当該資産の使用を指図し、当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力を獲得したと判断できるためであります。

室内装飾関連に関する取引の対価は、商品および製品の引き渡し後、概ね1か月以内に受領しており当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

室内装飾関連の販売契約において、民法上の瑕疵担保責任および製造物責任法に対応して付されておりますが、当該保証により要求される作業は、当社の責任による故障等の不具合に対する修理・交換等のみであり、商品および製品の提供とは別個ではないと判断しております。

②その他

その他においては、主にステッキ等の仕入および販売を行っております。このような商品の販売については、取引数量を条件としたリポートを付して販売しているものがあり、変動対価が含まれております。

変動対価の見積額は、各契約に基づいて見積額を算定しております。なお、変動対価の額は、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消されるため、解消されるまで時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

履行義務の充足時点については、商品を顧客に引き渡した時点としております。これは、顧客が資産の法的所有権を有し、物理的に占有し、当該資産の使用を指図し、当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力を獲得したと判断できるためであります。

ステッキ等に関する取引の対価は、商品の引き渡し後、概ね1か月以内に受領しており当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

ステッキ等の販売契約において、民法上の瑕疵担保責任および製造物責任法に対応して付されておりますが、当該保証により要求される作業は、当社の責任による故障等の不具合に対する修理・交換等のみであり、商品の提供とは別個ではないと判断しております。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	7,769,604
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	7,388,381
契約負債（期首残高）	549
契約負債（期末残高）	13,306

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,476円41銭
- 1株当たり当期純利益 59円44銭

(注)「会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益に与える影響はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

①関係会社株式……………移動平均法による原価法

②その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………原則として時価法

(3) 棚卸資産

①製品、原材料、仕掛品……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

②貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

機械及び装置 2年～12年

工具器具及び備品 2年～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額（取得価額の5%）まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(4) 長期前払費用……………均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、「前払年金費用」として投資その他の資産に計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

b. ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金

③ヘッジ方針

「デリバティブ取引取扱細則」に基づき、外貨建取引における為替相場の変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で将来発生する外貨建資金需要を踏まえ、必要な範囲内で為替予約を行っております。

また、借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で必要となる資金需要を踏まえ、必要な範囲内で金利スワップを行っております。

従って投機的な取引は一切行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していることを事前テストで確認し、また、四半期毎にその有効性が継続していることを事後テストで確認しております。

なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績および予算等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストで確認するとともに、四半期毎にその有効性が継続していることを事後テストで確認しております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たすため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理と異なっております。

(3) 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、主にカーテンレール、インテリアブラインド等の製造および販売を行っております。このような商品および製品の販売については、顧客に商品および製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。ただし当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準」および「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用
「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

「収益認識に関する会計基準」および「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は、販売費及び一般管理費として計上していた一部の費用、営業外費用として計上していた売上割引について、売上高から減額する方法に変更しております。

さらに、従来は、有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減する方法を採用しております。

この結果、当事業年度の売上高は41百万円減少し、販売費及び一般管理費は30百万円減少し、営業利益は11百万円減少しております。また、経常利益、税引前当期純利益および利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものおよび計上した金額は、次のとおりです。

製品	1,183,413千円
仕掛品	121,286千円
原材料及び貯蔵品	1,529,439千円

製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、主に収益性の低下による簿価切り下げの方法により評価しております。当該評価は、将来の不確実な経済条件の変動などによる影響を受ける場合があり、急激に収益性が悪化する場合、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の評価減の金額が増加し、翌事業年度の計算書類において、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	395,518千円
長期金銭債権	24,000千円
2. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	815,252千円
長期金銭債務	190千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	10,505,300千円
4. 有形固定資産の取得価額から控除されている保険差益の圧縮記帳額	
建物	13,762千円
5. 保証債務	
下記の関係会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。	
P.T. トーツー・インダストリー・インドネシア	122,410千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額	
営業取引による取引高の総額	
売上高	657,116千円
仕入高	2,109,484千円
販売費及び一般管理費	44,774千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	29,094千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	1,068	0	22	1,047

(注) 自己株式の数の増加は、譲渡制限付株式の無償取得による0千株による増加分です。
自己株式の数の減少は、取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分22千株による減少分です。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	145,374千円
未払賞与	107,029千円
棚卸資産評価損	72,381千円
資産除去債務	40,164千円
関係会社株式・出資金評価損	37,803千円
減損損失	36,095千円
未払社会保険料	16,462千円
役員退職慰労引当金	14,457千円
未払事業税	13,165千円
貸倒引当金繰入超過額	8,800千円
ソフトウェア償却超過額	5,785千円
その他	27,115千円
小計	524,635千円
評価性引当額	△257,794千円
繰延税金資産合計	266,841千円
繰延税金負債	
前払年金費用	191,565千円
繰延ヘッジ損益	115,729千円
その他有価証券評価差額金	41,257千円
固定資産圧縮積立額	31,221千円
買換資産圧縮積立額	15,543千円
資産除去債務に対応する除去費用	1,067千円
その他	23千円
繰延税金負債合計	396,409千円
繰延税金資産(負債)の純額	△129,568千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.6%
住民税均等割等	2.9%
評価性引当額の増加	0.1%
過年度法人税等	0.0%
連結子会社吸収合併に伴う影響額	△9.0%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.6%

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	サイレント グリス 株式会社	東京都 新宿区	70,000	室内装 飾関連 事業	(所有) 直接 90.00	子会社製品 の生産 子会社製品 の購入 当社製品の 販売 資金の預り	CMS 預入 (注)1	325,724	関係会社 預り金	263,833
							CMS 払出 (注)1	345,364		
							支払利息 (注)1	930		
	トーンサー ビス株式 会社	東京都 中央区	50,000	室内装 飾関連 事業	(所有) 直接 100.00	当社製品の 販売 施工取付の 委託 役員の兼任 資金の預り 設備の提供	カーテン レール・ ブラインド 等の販売 (注)2	537,466	関係会社 預り金	292,998
							CMS 預入 (注)1	956,862		
							CMS 払出 (注)1	947,952		
	フジホーム 株式会社	東京都 中央区	35,000	その他 の事業	(所有) 直接 100.00	資金の預り	CMS 預入 (注)1	283,716	関係会社 預り金	34,487
							CMS 払出 (注)1	281,549		
							支払利息 (注)1	80		

- (注)1. グループ内資金の円滑運用のためにCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しております。なお、約定利息については市場金利を勘案した上で合理的に決定しております。
2. トーンサービス株式会社とのカーテンレール・ブラインド等の販売取引については、原則として市場価格、取引先の総原価および当社の希望価格に基づいて交渉の上、決定しております。
3. 前事業年度まで当社の完全子会社であったトーン流通サービス株式会社は、当社が2021年4月1日付で吸収合併いたしました。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,347円62銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 89円07銭 |

(注)「会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」を適用しております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益に与える影響はありません。

(その他の注記)

連結子会社の吸収合併について

当社は、2021年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であり連結子会社であるトーソー流通サービス株式会社を吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1)被結合企業の名称およびその事業の内容

被結合企業の名称	トーソー流通サービス株式会社
事業の内容	輸配送および物流センター事業等

(2)企業結合日

2021年4月1日

(3)企業結合の法的形式

当社を存続会社、トーソー流通サービス株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4)結合後企業の名称

トーソー株式会社

(5)その他取引の概要に関する事項

トーソー流通サービス株式会社は、当社グループの製品等の輸配送および物流センター事業等を行ってまいりましたが、経営の効率化による競争力強化を図るため、同社を吸収合併することとしました。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年(平成31年)1月16日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年(平成31年)1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

これにより、当事業年度において抱合せ株式消滅差益312,636千円を特別利益に計上しております。